

射水市公用車売却に係る一般競争入札の公告

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

令和7年6月3日

射水市長 夏野元志

記

1 入札物件

物件番号	物件名	車種	初年度登録年月	走行距離 (令和7年6月1日現在)
1	消防ポンプ自動車 CD-I (1台)	三菱 キャンター KZ-FG53EC	平成12年6月	23,730km

※走行距離については、保管場所内での移動等に伴い、変更が生じる可能性があります。

※車両の詳細については、別紙「売却に関する仕様書」を参照してください。

2 最低売却価格

物件番号 1 金 632,000円(税及びリサイクル料金込み)

3 参加者の資格条件

入札には、個人、法人問わず参加できます。ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止期間中の者
- (3) 税を滞納している者
- (4) 射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格第7条の規定により、入札参加資格を抹消され、2年を経過しない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き(以下「更生手続き」という。)開始の申し立てがなされている者若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き(以下「再生手続き」

という。)開始の決定を受けた者若しくは再生手続きの開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格の提出をしていない者

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者

4 物件の見学会の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年6月23日(月) 午後1時から午後4時まで

見学会の参加には事前予約を要します。参加を希望する場合は、下記の間合先にご連絡ください。

なお、緊急時の出動等により、やむを得ず対応ができない可能性があることをご了承ください。

○見学に関する間合先

射水市消防本部 防災課 TEL 0766-56-9488

- (2) 場所 射水市消防本部(射水市橋下条1522)

※参加の義務はありませんが、入札された方は現品を確認したものとします。

5 仕様書等に質問がある場合

質問書(射水市ホームページに様式あり(任意様式)を質問の提出期限までに射水市消防本部(防災課)へ直接持参し提出あるいはFAX又はメールで送信してください。(FAX又はメールの場合は送信後に電話連絡をお願いします)

- (1) 質問の提出期限 令和7年6月30日(月) 午後5時

Fax 0766-56-9543 E-mail fire-bousai@city.imizu.lg.jp

- (2) 質問に対する回答期限 令和7年7月4日(金)

- (3) 質問に対する回答方法 射水市ホームページに掲載します。

6 入札参加申込書類の提出

- (1) 受付期間等

①期 間 令和7年6月17日(火)から令和7年7月1日(火)まで
午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

②場 所 〒939-0332 射水市橋下条1522 射水市消防本部 防災課

③その他 申込書類は、直接持参、又は郵送で行ってください。

※電子メールやFAXでの申し込みは受付できません。

※郵送の場合は、令和7年7月1日(火)の消印有効とします。

また、郵送によるトラブルを未然に防ぐため、必ず書留郵便にて郵送してください。

(2) 提出書類の内容

個人	法人
①入札参加申込書 ②暴力団等の排除に関する誓約書 ③身分証明書の写し ④完納証明書(全税目に未納がないことの証明書)の写し※完納証明書が発行されない自治体の場合は、直近年度分の納税証明書 ⑤印鑑登録証明書の写し	①入札参加申込書 ②暴力団等の排除に関する誓約書 ③履歴事項全部証明書の写し ④完納証明書(全税目に未納がないことの証明書)の写し(請求先は本社または委任先営業所等の所在地の市町村)※完納証明書が発行されない自治体の場合は、直近年度分の納税証明書 ※令和7・8年度射水市入札参加資格登録者名簿に記載されている者は上記②から④に掲げる添付書類は不要。

(3) 申込書類の取扱い

- ① 申込書等の作成に要する費用は、申請者の負担とします。
- ② 提出された申込書等は、入札参加資格確認以外には使用しません。
- ③ 提出された申込書等は、返却しません。
- ④ 提出された申込書等は、公表しません。

(4) 入札参加資格審査の結果及び否認の理由の説明

- ① 入札参加申込書の受付後に、「3 参加者の資格条件」の記載事項に基づき審査を行います。審査の結果は、令和7年7月7日(月)までに入札参加資格確認通知書で通知します。
- ② 入札参加資格がないと認められた場合は、その理由について説明を求めることができます。理由の説明を求める場合は、令和7年7月9日(水)までに射水市消防本部防災課まで書面を提出してください。様式については任意可といたします。
- ③ 理由の説明は、令和7年7月11日(金)までに書面により通知します。
※期間内に入札参加申込書を提出しない方、又は入札参加資格がないと認められた方はこの競争入札に参加することはできません。

7 入札手続き等

(1) 入札方法等

郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便)にて提出してください。
(電子メールやFAX等は受付しません)

(2) 入札場所(あて先)

〒939-0332 射水市橋下条1522 射水市消防本部 防災課 あて

(3) 入札に必要な書類

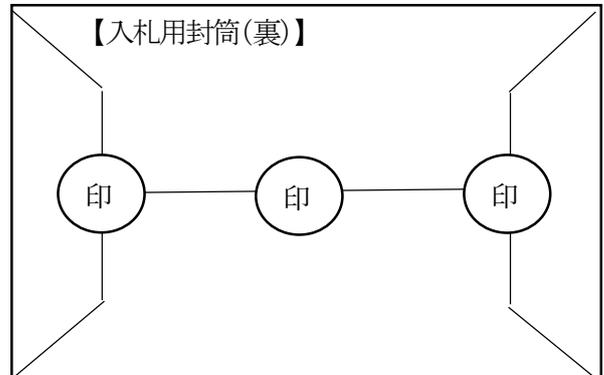
- ア 入札参加資格確認通知書(原本)
- イ 入札書(必要事項を記載し、押印したもの)

ウ 入札用封筒(ア及びイを中に入れ、封かんしたもの)

※ ア、イの様式は、入札参加資格審査後に有資格者へ郵送します。

※ 封かんしたウの封筒を郵便用の外封筒に入れて発送してください。

【入札用封筒(表)】
射水市長 宛 開札日 令和7年7月25日
入札書在中
物件番号: 1
物件名: 消防ポンプ車 CD-I (1台)
住所:
氏名:
(法人名及び代表者職氏名)



(4) 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効となります。なお、開札の期日に入札書が到達しなかった者は、入札を棄権したものとみなします。

ア 入札に参加する資格を有さない者のした入札

イ 送付した入札書以外による入札

ウ 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その個所に押印のない入札

エ 同一人の同一事項に対する2通以上の入札

オ 必要な記載事項を確認できない入札

カ 明らかに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札

キ 最低売却価格より低い入札

ク 前各号に掲げるもののほか、本市ホームページに掲載する入札心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(5) 入札の期間

ア 期間

令和7年7月15日(火)から令和7年7月24日(木)まで

※郵送については、令和7年7月24日(木)必着とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月25日(金) 午後2時

イ 場所 射水市橋下条1522 射水市消防本部 3階多目的ホール

(7) 入札の回数

入札の回数は、1回とします。

(8) 入札保証金

免除とします。

- (9) 契約保証金
免除とします。

8 入札の注意事項

- (1) 送付した入札書以外による入札は無効となります。
- (2) 入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、封筒に入れて割印を押した状態で郵送してください。
- (3) 入札金額には、消費税及び地方消費税、リサイクル料金を含めた金額を記入してください。
- (4) 入札金額は、入札書に右詰めで算用数字をペン又はボールペンで記入し、金額の頭部に「¥」を記入してください。
- (5) 入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札は無効となります。
- (6) 入札書の郵送について
- ア 一般書留郵便又は簡易書留郵便により発送し、令和7年7月24日(木)必着とします。
- イ 「7 入札手続き等」の(2)において指定した書類(封筒)を郵便用の外封筒に入れ、外封筒の(裏)には住所、氏名(法人名及び代表者職氏名)を記入して郵送してください。
- ウ 郵便宛名を次のとおりとしてください。

【郵送用外封筒(表)】

〒939-0332	一般書留又は簡易書留
射水市橋下条1522	入札書在中
射水市消防本部 防災課宛	物件番号 1
	物件名:消防ポンプ自動車 CD-I (1台)

- (7) 理由の如何に関わらず、提出した入札書を書替え又は撤回はできませんのでご注意ください。

9 開札及び落札者の決定

- (1) 開札
- 当該入札に関係のない職員が立ち会うものとし、令和7年7月25日(金)午後2時に行います。
- (2) 落札者の決定
- 最低売却価格以上で有効な入札を行った方のうち最高価格で入札した方を落札者とします。
- 落札者となるべき同価の入札者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (3) 落札者への連絡
- 原則、開札当日に落札者に決定したことを連絡します。
- (4) 結果の公表
- 速やかに射水市ホームページに掲載します。(入札者名、入札金額を公表します。)

10 契約の締結

(1) 契約期限

落札と決定された日から7日以内(土・日曜日及び休日を除く)とします。

(2) 契約金額

入札書に記載された金額に1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てることとします。

(3) 落札者(買主)

売買契約書には、入札参加申込書に記載した住所・氏名(法人名及び代表者職氏名)を記載してください。

(4) 支払方法

契約締結後7日以内に射水市が発行する納入通知書により、指定金融機関等に納入又は指定口座に振り込んでください。

(5) 名義変更、移転登録等

売買代金納入確認後に名義変更及び移転登録等に必要な書類(委任状、譲渡証明書等)を交付しますので、交付後7日以内に陸運局で手続きを行ってください。

(6) 移転登録は、落札名義人を所有者とした移転登録申請を行ってください。

(7) 物品の引渡し

原則として名義変更等を確認した後に行います。(保管場所での現状引渡しとします)

(8) 車両引渡し後、赤色警告灯を取り外し処分してください。また、仕様書に説明されている文字を削除してください。

(9) 上記(8)の作業完了後、速やかに車両の状況が分かる資料(写真等)を射水市消防本部 防災課に提出してください。

(10) 上記(5)の手続き完了後、速やかに登録識別情報等通知書または自動車検査証の写しを射水市消防本部 防災課に提出し、確認を受けてください。

(11) これらの手続きに要する一切の費用は買受人が負担してください。

(12) その他必要事項は射水市消防本部 防災課の指示とします。

(13) 引渡し後の不備や故障についての補償及び責任について、市は一切責任を負いません。

11 その他の注意事項

売買物品については、現状のままで引き渡しますので、入札される方は見学会に参加し、事前にご確認をお願いします。

※参加の義務はありませんが、入札された方は現品を確認したものとします。